

< 経歴等 >

氏名 藤井 要 (昭和40年1月1日生, 満40歳)

勤務庁 千葉保護観察所

官職歴 昭和63年4月1日に採用。(試験区分行政 種)

昭和63年4月1日から同年11月30日, 静岡保護観察所観察課事件係事務官

同年12月1日から平成元年3月31日, 静岡保護観察所調査連絡課事務官

同年4月1日から平成4年3月31日, 静岡保護観察所観察課事件係事務官

同年4月1日から平成8年3月31日, 静岡保護観察所観察課保護観察官

同年4月1日から平成10年3月31日, 東京保護観察所事件管理課保護観察官

同年4月1日から平成12年3月31日, 東京保護観察所調査連絡課保護観察官

同年4月1日から平成15年3月31日, 東京保護観察所保護第一課保護観察官

同年4月1日から現在, 千葉保護観察所観察第二課保護観察官

研修歴 昭和63年初等科研修終了。

平成 4年中等科研修終了。

平成15年専攻科研修終了。

現在の職務

印旛地区の一部(成田市, 富里市, 八街市, 印西市, 白井市, 酒々井郡栄町, 印旛郡印旛村, 印旛郡本埜村), 銚子地区(銚子市)の地区担当官。

担当事件数(8月1日現在) 保護観察事件 167件, 環境調整事件 226件

担当保護司数 154名, 更生保護女性会員数 796名, BBS会員数 37名

< 職場志望動機 >

公務員の志望動機は, 自らのためだけでなく, 人のためにもなっていると実感できる仕事があったからだが, 採用面接を受けるまでは, 更生保護業務や保護観察の役割についてはほとんど知識を持っていなかった。

採用時の面接で保護観察の業務についての説明を聞き, 公務員を志望した動機を叶えられると思い, 保護観察官になることを希望して職場に入った。

< 保護観察官を続けている思い >

採用された当初の4年間は事務官であったが, 先輩保護観察官の仕事振り, 特に保護観察官同士が対象者の処遇について常に(勤務時間であるか否かを問わず)真剣な議論をし, 一人の対象者やその家族のために努力している姿勢を見て, そのような先輩とともに一日も早く保護観察官として働きたいと強く感じていた。

実際に保護観察官となつてからは, 対象者の更生のために十分なことができたと感じたことは, 残念ながら一度もない。やればやるほど, 自らの至らなさを思い知らされ, さらに努力しなければならぬと感じながら仕事を続けてきた。ただ, 保護観察を受けていたときに

は指導に反発して、問題行動を繰り返していた対象者の何人かが、保護観察が終わってから連絡をしてきて、昔自分が面接で話した内容などを覚えていて、現在はその時の経験を生かして真面目に努力しているといった報告をしてきた（中には転勤先にまで訪ねてきた者もいた）ことがあり、そのようなときには、一時的に不毛な努力をしているように感じて自分も自分のやっていることが決してすべて無駄になっているわけではないと心を強くし、職場に入ったころの保護観察に対する純粋な思いが蘇ってきて新たな力になった。

それよりももっと、保護観察官をやっていてよかった、これからも続けて行きたいと強く感じる源は、保護司の存在である。保護観察官よりも直接対象者に接する機会が多く、その苦労は並大抵ではないが、保護観察官として接してきた数多くの保護司は、どのような苦労があっても決して諦めることなく対象者の更生を信じ続け、そのために時には自らの生活を犠牲にしても尽くしてきてくれた。このような保護司の姿勢に接していて、保護観察官としてというよりは人間として強い感動を受けている。保護司の存在を通じて、更生保護の理念である人間の善なる可能性を本当に心から信じることができ、保護観察官としての日々の業務にもある種の自信とやりがいを持っている。

< 保護観察官としての業務遂行に当たって困難を感じていること >

地区担当官(注1)としては、保護司に過重な負担をかけていることを常に気にしている。保護観察対象者の処遇の困難性が高まることで、保護司に負担がかかっていることについては、保護司との協働態勢の中で保護観察官が直接的に対象者に関与する度合いを高めることで対応するほかはないが、現状では担当事件数の多さから、十分な対応ができていないと感じている。保護司の負担増加でさらに問題だと感じていることは、保護司会の法定化に伴う保護司会の運営に係る事務の増加や、学校との連携による業務の増加など、保護観察対象者の処遇以外の部分での負担が年々増加していることである。現場の保護司からも業務が増え過ぎて保護観察対象者の処遇にかかる時間を作ることが難しくなっているとの声をよく聞く。どちらの問題も役所が本来果たすべき役割を、役所側の体制の整備を図ることなく安易に保護司に押し付けてきたことが原因だと思われる。

東京保護観察所の事件管理課(注2)で、所在不明となった者の担当をしてきた部分については、保護観察官の権限が小さく、所在調査のために採れる手段が限られていること、仮に本人の所在を発見した場合でも保護観察所の人員不足に加えて警察などの関係機関からの協力を得ることにも、そのための調整に相当な手間と時間を要することから、迅速で適切な対応を採るために困難を感じるが多かった。

調査連絡課(現在は更生保護振興課:注3)業務に関しては、民と官の業務が混在していてそれぞれの業務の範囲が分かりにくく、かわり方も一定でないことに戸惑いを覚え、さらに東京保護観察所においては保護局の下請け的な仕事が多いことに強い不満を感じた。

保護課(注4)の業務に関しては、更生緊急保護対象者(注5)に対する措置の内容が法律に規定されているにもかかわらず、予算的な裏付けや福祉や医療機関に対する権限がほと

んどないことに大きな疑問を感じ、実際の援助に当たっても全く不十分な対応しかできなかったことに今でも悔しい思いを抱いている。また、更生保護施設に対しては、施設職員の劣悪な職場環境に常に心を痛めると同時に十分な補導体制が確立できないことへの危惧を抱いていた。法改正によって一定の予算的な裏付けを図ったと保護局は言っているが、実際の更生保護施設の現場では、収容の実人員を上げなければ委託費は増加せず、収容人員を増やすには職員数が不足しているというジレンマに陥り、さらに更生保護施設における処遇の強化を図るとして同施設の機能や役割を高めようとしているために、施設職員は改正前よりも一段と厳しい状況で業務に当たらなければならない事態となっている。これも先の地区担当官としての考えと同様に、民間の更生保護施設の善意と自助努力に頼り切ってきた更生保護行政の在り方に問題があると感じている。

<印象に残っている出来事>

地区担当官として、最近の仕事の中で最も印象に残っているのは、軽度の知的障害と人格障害を抱えて少年院から仮退院した20歳を過ぎた男性対象者のことである。幼いころから養護施設で育ち、2度目の少年院入所で親族が仮退院後に本人の面倒を見ることを拒否し、障害を抱えているために更生保護施設への入所もできず、少年院の地元の保護司が本人の家族の代わりに引受人（注6）となり、知的障害者が入所する施設に仮退院した。仮退院当初から、施設内で他の入所者や職員との間でトラブルを繰り返し、わずかの期間で施設を退所させられることになってしまった。障害者手帳を持ち、生活保護を受給することになっていたにもかかわらず、施設所在地の福祉機関は本人が施設を退所することを理由に保護を打ち切った上、その後の住居の確保を保護観察所に委ねてきた。保護観察所では施設に時間的な猶予をもらって本人の住居を確保するために急いで調整を進めていたが、突然行き場を失った本人は福祉の窓口を訪れて大暴れし、警察に保護されてしまった。これをきっかけにして行き場所も決まらないまま本人は施設を出されてしまい、その後、本人を抱えて右往左往する日々がしばらく続いた。警察から出た日は更生保護施設に無理を言って1泊させ、その後、働くこともできない本人を協力雇用主（注7）の寮にやはり無理を言って入れてもらったが、わずか2日で寮内で暴れたため、深夜に連絡を受けて本人を寮に迎えに行った。どこにも行き場がない状態で本人を助手席に乗せて車を走らせ、不安がる本人を翌朝保護観察所に来るように指示して、役所近くのカプセルホテルに泊めた。帰宅して本人のことが心配で朝まで一睡もできないまま、翌日の日曜日に所長と更生保護施設担当課長に登庁してもらって、昼過ぎに本人を更生保護施設に連れて行った。本人と別れてから、保護観察はといったい本人のような者に何ができるのかとやり切れない思いになった。その後、本人が実父を頼り、手に余った実父が福祉機関に相談に行き、今も福祉機関を転々としているらしい。

保護課で更生緊急保護の対象者を援助している時には、怒鳴られたり、援助した品物やお金を投げつけられたりすることはよくあり、中には援助の内容に不満を抱いて暴力を振るおうとさえする者までいた。そのような更生への意欲に欠けた者にまで、援助や相談の機会を

与えていることに疑問を感じた。逆に、仕事中の事故で両足を切断して脊椎を損傷し、半身不随で車椅子に乗った者が相談に来た時ことがあり、官用者に乗せて地元の福祉の窓口に本人を連れて行ったところ、1級の障害者であるにもかかわらず住所がないことを理由に一切の保護を断られた。本人と一緒に途方にくれながら、法律に謳われている福祉や医療の斡旋などという言葉がいかにも裏付けのないものを恨めしくさえ思った。

<今後の更生保護業務に関して思うこと>

現状のまま、保護司や更生保護施設などの民間篤志家に負担を強いることを続けていては、事態が改善されないばかりか篤志家の善意や熱意を奪い去る結果になるのではないかという危惧がある。特にここ数年、現場の保護司や更生保護施設関係者は、現場の意見が官の業務に反映されないことに強い不満を抱いている。切迫する社会情勢や経済状況、さらには国民世論の動向をもとに現場の意見を聞かず（形式的には意見を聞いた形にはなっているが、実質は役所のOBをはじめとする一部全国組織の役員の意見しか反映されていないと現場の者は感じている）、「必要だから」とか「現状ではやむを得ない」という形で強硬に、あるいはなし崩し的に様々な施策が実施されている。これでは、どれほど立派な理念に基づいて施策を作ろうとも機能しないと思われる。

このことに十分な注意を払った上で、役所側の人的、予算的体制を整備して、民間篤志家を疲弊させないようにすれば、彼らが本来持っている力を更に引き出すことができ、国民が更生保護に寄せる期待にももっと応えられるのではないかと思われるが、一方で、法律が施行当初想定していなかった社会情勢や対象者の特性の変化にも対応する必要があるのではないか。多くの対象者は、法律が想定するとおり、もともと更生のための自助の精神を持っているが、中には著しくその精神に欠けていたり、様々な障害に起因して自らをコントロールできない状態に陥っている者もあり、こうした者には現行の理念に基づく保護観察処遇はその効果に大きな疑問があると考える。

（注1） 保護観察官の大多数を占めるもので、最も一般的な保護観察業務。一定の地域に居住する全ての保護観察対象者とその地域に帰ることを望んでいる矯正施設収容者の環境の調整を担当する。地域はおおむね地方公共団体の単位に連動しているが、通常保護観察所の地区と呼ばれるものは、複数の地方公共団体を含む地域であることが多い。保護司会や更生保護女性会、BBS会等もこの地区を単位に結成されており、対象者だけでなくこれらの関係団体との連携も地区担当官の業務である。通常地区担当官業務は、月初めに保護司からの報告書を全て精査し、行状不良の者には、保護観察所や地域の駐在場所への出頭を命じたり、保護司宅への来訪を指示したり、時には自ら対象者宅を訪ねたりして必要な指導を行う。成績が良好な者については、関係機関に本人に違法行為がないかどうか調査を依頼し、面接を実施するなどして保護観察を終了させる手続きを採る。それら

の対応をしている間も絶え間なく新たな保護観察対象者との面接を実施して、保護司の指名手続きを行う。通常1日で2件ほど、多い時では1日で4件ほどの面接を行う。面接時間は目的や被面接者の状況によって様々だが、短くても40分、長いと数時間の面接もある。したがって面接の内容を書類にして整理するのは通常勤務時間が終了してからとなるが、事務処理は面接だけでなく、環境の調整にかかわることや他庁との連携にかかわること、さらには保護司研修や保護司会等の民間団体の運営にかかわる事務もあるため、効率的に事務をこなさなければ超過勤務や休日出勤が常態化することになる。

(注2) 中・小規模の保護観察所では事件係として、窓口対応やコンピューターによる立件の事務を行っているが、東京などの大規模庁ではそれ以外に、恩赦事務、所在不明対象者の集中管理による所在調査を行っている。所在調査に関しては、親族や予想立ち回り先の調査はもちろん、戸籍や前科、運転免許などについても定期的に調査を行い、所在判明の手がかりを得た場合には、取消しなどの必要な手続きを行うことになっている。さらに、新たに犯罪により警察などにいることが判明した場合には、警察に出向いて調査を行い、やはり取消しの手続きを採る。中には、突然保護観察所に出頭してくる所在不明者もあり、いつ何時、所在が判明するか分からないため、常に臨戦態勢をとっていなければならない。

(注3) 主な業務は、民間団体や関係機関など外部との連絡調整と、保護司研修の企画立案と実施である。大きな仕事としては、社会を明るくする運動の事務局となって7月の強調月間の行事等を運営、支援することと、秋に開催される保護司の表彰式典の準備と運営である。

(注4) 規模の大きな保護観察所に置かれている。中・小規模の保護観察所では保護課の業務を更生保護振興課が兼ねている。主な業務は更生保護施設に収容されている者への指導と更生緊急保護対象者への援助である。更生保護施設は施設ごとに規模が違い収容人数もまちまちだが、大阪にある大規模施設を除けば、40名から20名程度が普通である。更生保護施設に在所している対象者はもともと処遇困難な者が多く、施設内で様々な問題が発生する。問題を起こした者を保護観察所に出頭させられればいいが、出頭させられなかったり急を要する場合には、保護観察官が施設に駆けつけなければならない。月1回は夜間に更生保護施設に出向いて収容者と面接することが決められているが、実際には月に何度も施設に足を運んでいる。更生緊急保護対象者は、いつ相談に訪れるか分からないため、輪番で対応しているが、年々数が増加しているため、一度に多数が相談に来たり、職員が出張などで不足している時には、一人で同時に数人を面接することもある。

(注5) その多くは、刑期を終えて刑務所を出て来た者(いわゆる満期出所者)だが、刑務所に行くことなく警察や検察庁などで身柄を拘束された後に罰金や起訴猶予、執行猶予などで釈放された者も含まれる。刑務所を出た者や検察庁で釈放さ

れた者は、通常「保護カード」という書類を持っているので被保護者としての資格を確認しやすいが、それ以外の者は本人の申出のみなので確認にも手間がかかる。

(注6) 刑務所や少年院から一定の要件を満たして仮釈放が許された者と、原則的には同居して物心両面にわたる援助や更生のための指導ができる者のことで、警察などで言ういわゆる身柄引受人ではない。

(注7) 保護観察を受けていることや更生緊急保護の対象者であることを知りながら、その者の更生を助けるために雇用を引き受けてくれる民間の事業主。その多くは、行き場のない者たちに住み込み先や寮も提供してくれる。保護観察所からの謝礼や対象者が迷惑をかけた場合の弁償制度などは一切ない。保護観察所による積極的な開拓は難しく、多くは地元の保護司が開拓したり、対象者が働いて実績を残した会社の事業主が名乗り出してくれるのを待っているのが現状。恒常的な組織化を目指してはいるが、景気に左右される度合いが大きく、一部を除いて組織化はできていない。